

建振第 1135-8 号
令和 2 年 6 月 1 日

各 関 係 団 体 の 長 様

大 阪 府 知 事

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組みについて

平素は、大阪府政へのご理解・ご協力をいただきお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する取組みにつきましても、ご協力いただき誠にありがとうございます。

本府では、4月7日の国の緊急事態宣言以来、外出自粛やイベントの自粛、施設の使用制限等の要請等の緊急事態措置を実施し、5月16日からは府独自の基準（大阪モデル）を踏まえ、これまでの実施内容の一部を解除するとともに、5月23日以降は政府において緊急事態措置を実施すべき区域から本府が除かれたことにより、自粛要請の大幅な解除を行いました。

先日、第18回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、別添参考資料1のとおり、5月30日以降の感染拡大防止に向けた取組みを決定しました。

府内各団体・企業におかれましては、専門家の知見を踏まえ業界団体等が作成された感染拡大予防ガイドラインを遵守し感染防止対策を行うとともに、不特定多数の方が利用する施設には「大阪コロナ追跡システム」を導入するなど、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に、引き続きご協力いただきますよう、よろしく申し上げます。

別添参考資料1 大阪府における感染拡大防止に向けた取組み（概要）

（令和2年5月28日大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料）

参考ホームページ

「大阪コロナ追跡システム」

http://www.pref.osaka.lg.jp/smart_somu/osaka_gr/index.html

「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」（内閣官房HP）

https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline_20200527.pdf

問い合わせ先 代表 06-6941-0351 本通知について 建築振興課 田口（内線 3080） 上記要請について 災害対策課 塩瀬、永島（内線 4710）
